

議第 5 号

岐阜県教育委員会の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した  
行政の推進等に関する条例施行規則の制定について

岐阜県教育委員会の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推  
進等に関する条例施行規則を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 2 2 日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長           堀    貴    雄

(提案理由)

岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を  
改正する条例の施行に伴い、岐阜県教育委員会が所管する手続等を電子で  
行う方法等について、知事部局の規則に規定する例によるものとするもの。

< 根拠法令 >

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

# 「岐阜県教育委員会の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」の制定について

## 1 規則の制定について

### (1) 規則の概要

岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正に伴い、岐阜県教育委員会が所管する手続き等を電子で行う方法等について、知事部局の規則に規定する例によるとするもの

### (2) 施行予定日

令和4年4月1日

## 2 その他（参考）

### (1) 条例改正について

#### ①現行条例の概要

行政手続（申請等、処分通知等、縦覧等、作成等）の根拠となる個々の条例又は規則において書面で行うこととなっている場合も、電子で行うことを可能とする包括条例

#### ②改正後条例（案）

別紙1のとおり

### (2) 知事部局の規則について

#### ①規則の概要

条例に基づき、電子で行政手続を行う場合の具体的な方法を規定

#### ②主な内容

- ・ 電子情報処理組織で行政手続等を行う場合の具体的な方法を規定（第3条～第4条、第7条～第9条、第11条～第12条）
- ・ オンラインでの手数料納付の方法を規定（第5条）
- ・ オンラインで手続を行うことが困難な場合の規定（第6条、第10条）
- ・ 署名等を求める手続のオンラインでの代替方法を規定（第13条）
- ・ 適用除外として県の機関が認める手続を規定（第14条）
- ・ 行政機関同士の情報連携による省略できる添付書類（住民票、法人の登記簿謄本等）の規定（第15条）

#### ③改正後規則（案）

別紙2のとおり

岐阜県教育委員会の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育委員会の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

岐阜県教育委員会の所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、知事の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成十六年岐阜県規則第三十七号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

## 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正について（案）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(岐阜県:現行)	情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例(岐阜県:改正案)	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(旧法)	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(新法)	条例改正の趣旨・解説など
	目次 第一章 総則（第一条—第三条） 第二章 情報通信技術を活用した行政の推進 第一節 推進計画等（第四条・第五条） 第二節 手続等における情報通信技術の利用（第六条—第十条） 第三節 添付書類の省略（第十一条） 第四節 その他の施策（第十二条・第十三条） 第三章 雑則（第十四条—第十六条）		目次 第一章 総則（第一条—第三条） 第二章 情報通信技術を活用した行政の推進 第一節 情報システム整備計画等（第四条・第五条） 第二節 手続等における情報通信技術の利用（第六条—第十条） 第三節 添付書類の省略（第十一条） 第四節 その他の施策（第十二条・第十三条） 第三章 民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策（第十四条・第十五条） 第四章 雑則（第十六条—第十九条）	
	第一章 総則		第一章 総則	
(目的) 第一条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定の趣旨にのっとり、 <u>県の機関及び指定管理者に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する</u> <u>事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営等の簡素化及び効率化に資すること</u> <u>を目的とする。</u>	(目的) 第一条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定の趣旨にのっとり、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</u>	(目的) 第一条 この法律は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めるとともに、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。	(目的) 第一条 この法律は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）第十三条及び官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号） <u>第七条の規定に基づく法制上の措置として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律の改正に鑑み、また、DX推進計画の策定に合わせ行政手続のデジタル化を進めるため、目的にデジタル三原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップ）及び県民生活の向上、県民経済の健全な発展に寄与することを追加する。</li> <li>・目的の対象者について、県の職員の事務効率化等も含まれることから、「県民」から「手続等に係る関係者」とする。</li> </ul>
(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1 条例等 条例、規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第二項に規定する規程その他の知事以外の県の機関の定める規則又は規程を含む	(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第二項に規定する規程その他の知事以外の県の機関の定める規則又は規程	(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。	(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。	

<p>。 ) 及び地方公営企業法 (昭和二十七年法律第二百九十二号) 第十条に規定する企業管理規程 _____ をいう。</p> <p>2 県の機関 地方自治法第二編第七章に規定する執行機関として県に置かれる各機関 (これらに置かれる機関又はこれらの管理に属する機関を含む。 ) 又は議会を _____ いう。</p> <p>3 指定管理者 地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。</p>	<p>_____ 及び地方公営企業法 (昭和二十七年法律第二百九十二号) 第十条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。 ) をいう。</p> <p>2 県の機関 地方自治法第二編第七章に規定する執行機関として県に置かれる各機関 (これらに置かれる機関又はこれらの管理に属する機関を含む。 ) 若しくは議会又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>3 県の機関等 次に掲げるものをいう。 イ 県の機関 ロ 県が設立した地方独立行政法人 (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。 ) ハ 県の公の施設の管理を行う指定管理者 (地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。 )</p>	<p>二 行政機関等 次に掲げるものをいう。 イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) 第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法 (昭和二十三年法律第二十号) 第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関 ロ イに掲げる機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められたもの ハ 地方公共団体又はその機関 (議会を除く。 ) ニ 独立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。 ) ホ 地方独立行政法人 (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。 ) ヘ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人 (独立行政法人を除く。 ) 又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人 (地方独立行政法人を除く。 ) のうち、政令で定めるもの ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者 チ ニからトまでに掲げる者 (トに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。 ) の長</p>	<p>二 行政機関等 次に掲げるものをいう。 イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) 第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法 (昭和二十三年法律第二十号) 第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関 ロ イに掲げる機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められたもの ハ 地方公共団体又はその機関 (議会を除く。 ) ニ 独立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。 へにおいて同じ。 ) ホ 地方独立行政法人 (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。 へにおいて同じ。 ) ヘ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人 (独立行政法人を除く。 ) 又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人 (地方独立行政法人を除く。 ) のうち、政令で定めるもの ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者</p>	<p>・行政機関全体として手続オンライン化に取り組むため、地方独立行政法人 (県立3病院+県立看護大) を追加する。</p> <p>「独立して権限を行使することを認められたもの」について 税の徴収吏員のように職員個人が条例に基づき差し押さえなどの行政処分を行う場合を想定し規定。(東京、宮城と同趣旨。兵庫は規定なし。)</p>
--	--	--	--	---

<p>4 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形</u> 等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>5 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。</p> <p>6 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>7 申請等 申請、届出その他の<u>条例等</u>の規定に基づき<u>県の機関及び指定管理者</u>（以下「<u>県の機関等</u>」という。）に対して行われる通知をいう。</p>	<p>4 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形</u>その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>5 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。</p> <p>6 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>7 申請等 申請、届出その他の<u>法令又は条例等</u>の規定に基づき<u>県の機関等</u>に対して行われる通知をいう。この場合において、<u>經由機関</u>（<u>条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を経由して行われる申請等</u>における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から<u>經由機関</u>に対して行われるもの</p>	<p>三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形</u>等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。</p> <p>五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>六 申請等 申請、届出その他の<u>法令の規定</u>に基づき<u>行政機関等</u>に対して行われる通知（<u>訴訟手続</u>その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（次号から第九号までにおいて「<u>裁判手続等</u>」という。）において行われるものを除く。）をいう。</p>	<p>チ ニからトまでに掲げる者（トに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。）の長</p> <p>三 国の行政機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 前号イ及びロに掲げるもの</p> <p>ロ 前号ニ及びへからチまでに掲げる者のうちその者に係る手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化のために当該手続等における情報通信技術の利用の確保が必要なものとして政令で定めるもの</p> <p>四 民間事業者 個人又は法人その他の団体であって、事業を行うもの（行政機関等を除く。）をいう。</p> <p>五 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形</u>その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>六 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。</p> <p>七 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>八 申請等 申請、届出その他の<u>法令の規定</u>に基づき<u>行政機関等</u>に対して行われる通知（<u>訴訟手続</u>その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（以下この条及び第十四条第一項において「<u>裁判手続等</u>」という。）において行われるものを除く。）をいう。この場合において、<u>經由機関</u>（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等に</p>	<p>・「民間事業者」は法14条、15条「民間事業者と行政機関等との連携等」で手続等密接関連業務（引越しの際の転入・転出手続など、民間手続と行政手続が密接に関連する業務）のワンストップ化への取組みで記載される。</p> <p>・当該取組みは県単独での実施は難しいため、国の動向を注視し、必要に応じて民間事業者に対し働きかけを行うこととし、条例では規定しない。（東京都と同趣旨）</p> <p>・申請等について、申請者から市町村、市町村から県、といったように經由機関がある場合、申請者から經由機関、經由機関から</p>
--	---	---	---	--

<p>8 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等_____の規定に基づき県の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。</p> <p>9 縦覧等 条例等_____の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。</p> <p>10 作成等 条例等_____の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。</p> <p>11 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。</p>	<p><u>及び經由機関から他の經由機関又は当該申請等を受ける県の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>8 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。<u>この場合において、經由機関（条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を經由して行う処分通知等における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う県の機関等が經由機関に対して行うもの及び經由機関が他の經由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>9 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。</p> <p>10 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。</p> <p>11 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。</p>	<p>七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。</p> <p>八 縦覧等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。</p> <p>九 作成等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。</p> <p>十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。</p>	<p><u>における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から經由機関に対して行われるもの及び經由機関から他の經由機関又は当該申請等を受ける行政機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この法律の規定を適用する。</u></p> <p>九 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。この場合において、經由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を經由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う行政機関等が經由機関に対して行うもの及び經由機関が他の經由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>十 縦覧等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。</p> <p>十一 作成等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。</p> <p>十二 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。</p>	<p>県への手続をそれぞれ別個のものとなし条例の規定を適用する。（例：「不動産取得の申告」では、法律により市町村を經由することが定められている。）</p> <p>・処分通知等について、申請と同様、經由機関がある場合經由機関から県への手続をそれぞれ別個のものとなし条例の規定を適用する。</p>
--	--	---	--	--

	<p>(基本原則)</p> <p>第三条 情報通信技術を活用した行政の推進は、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。</p> <p>一 手続等及びこれに関連する県の機関等の事務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。</p> <p>二 県の機関等に提供された情報については、県の機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。</p> <p>三 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等について、県の機関等が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。</p>		<p>(基本原則)</p> <p>第三条 情報通信技術を活用した行政の推進は、事務又は業務の遂行に用いる情報を書面等から官民データ（官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データをいう。以下この条において同じ。）へと転換することにより、公共分野における情報通信技術の活用を図るとともに、情報通信技術を活用した社会生活の利便性の向上及び事業活動の効率化を促進することが、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題の解決にとって重要であることに鑑み、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、高度情報通信ネットワーク社会（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二条に規定する高度情報通信ネットワーク社会をいう。）の形成に関する施策及び官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策の一環として、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。</p> <p>一 手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。</p> <p>二 民間事業者その他の者から行政機関等に提供された情報については、行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。</p> <p>三 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等（これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。）について、行政機関等及び民間事業者が相互に連携する</p>	<p>・行政サービスの始まりから終わりまでをデジタルで完結させるための基本原則を、デジタルデバインドを生じさせないよう、適正な配慮を確保しつつ、行われなければならないことを簡潔に定める。</p> <p>(基本原則)</p> <p>①デジタルファースト 「手続等及びこれに関連する県の機関等の事務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること」</p> <p>②ワンスオンリー 「手続等に係る関係者が相互に連携することにより、当該手続等に係る情報を共有して当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする」</p> <p>③コネクテッド・ワンストップ 「社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等について、県の機関等が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。」</p>
--	--	--	---	--

			<p>ことにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。</p>	
	第二章 情報通信技術を活用した行政の推進		第二章 情報通信技術を活用した行政の推進	
	第一節 推進計画等		第一節 情報システム整備計画等	
	<p>(推進計画)</p> <p>第四条 知事は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る県の機関の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、情報通信技術を活用した行政の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本的な方針</p> <p>三 対象となる手続等の範囲</p> <p>四 情報通信技術を活用した行政の推進に関する内容</p> <p>3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>		<p>(情報システム整備計画)</p> <p>第四条 政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 情報システム整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 情報システムの整備に関する基本的な方針</p> <p>三 申請等及び申請等に基づく処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 申請等及び申請等に基づく処分通知等のうち、情報システムの整備により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするものの範囲</p> <p>ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間</p>	<p>・行政手続オンライン化のための情報システム整備とその推進を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を定める。なお、令和2年度に策定した「岐阜県行政手続オンライン化方針（中間まとめ）」をベースに本方針を定める。</p>

			<p>四 申請等に係る書面等の添付を省略するために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 申請等に係る書面等のうち、情報システムの整備により添付を省略することができるようにするものの種類</p> <p>ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間</p> <p>五 情報システムを利用して迅速に情報の授受を行うために講ずべき次に掲げる措置に関する事項</p> <p>イ データの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）</p> <p>ロ 外部連携機能（プログラムが有する機能又はデータを他のプログラムにおいて利用し得るようにするために必要な機能をいう。）の整備及び当該外部連携機能に係る仕様に関する情報の提供</p> <p>六 行政機関等による情報システムの共用の推進に関する事項</p> <p>七 その他情報システムの整備に関する事項</p> <p>3 内閣総理大臣は、情報システム整備計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、情報システム整備計画を公表しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、情報システム整備計画の変更について準用する。</p>	
	<p>（県の機関等による情報システムの整備等）</p> <p>第五条 県の機関は、推進計画に従って情報システムの整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策（第三項において「情報システムの整備等」という。）を実施しなければならない。</p> <p>2 県の機関は、前項に規定する情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>（国の手続等に係る情報システムの整備等）</p> <p>第八条 国は、行政機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。</p>	<p>（国の行政機関等による情報システムの整備等）</p> <p>第五条 国の行政機関等は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備しなければならない。</p> <p>2 国の行政機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進方針を着実に実施するため、県の機関に情報システムの整備義務を定める。</li> <li>・手続のオンライン化は、既存のプロセスのままオンライン化するのではなく、業務プロセス改善（BPR）を行う旨を規定する。</li> </ul>

	<p>3 県の機関は、情報システムの整備等の実施に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する県の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。</p> <p>4 第二条第三号ロ及びハに掲げる者は、県の機関が前三項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該者の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>5 県は、第二条第三号ロ及びハに掲げる者が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>3 国は、行政機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。</p>	<p>3 国の行政機関等は、第一項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する行政機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。</p> <p>4 国の行政機関等以外の行政機関等は、国の行政機関等が前三項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該行政機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>5 国は、国の行政機関等以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>・県の機関以外（地方独立行政法人、指定管理者）については努力義務として規定する。</p>
	<p>第二節 手続等における情報通信技術の利用</p>		<p>第二節 手続等における情報通信技術の利用</p>	
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第三条 県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。</p> <p>3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用する。</p> <p>3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時</p>	<p>・「条例等の規定において」とあり「法令等」としていないのは、手続の方法（書面、添付書類等）について条例で定めているものを対象とするため。 ※法律で定めているものについてはデジタル手続法でカバー。</p>

<p>に当該県の機関等に到達したものとみなす。</p> <p>4 第一項の場合において、県の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているもの</p> <p>_____に</p> <p>_____については、当該条例等の規定にかかわらず、</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____氏名又は名称を明らかにする措置であって県の機関の定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</p>	<p>に当該県の機関等に到達したものとみなす。</p> <p>4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</p> <p>5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料又は手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。</p> <p>6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）とする。」とする。</p>	<p>4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</p>	<p>に当該行政機関等に到達したものとみなす。</p> <p>4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。</p> <p>5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをもってすることができる。</p> <p>6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）とする。」とする。</p>	<p>・他の条例等で署名、押印等が必要と規定する手続において、個人が電子署名を行う方法として、マイナンバーカードを利用する方法に代えることができる旨規定する。</p> <p>・申請等の中には、申請手数料を収入紙の購入・貼付等で徴収しているものがあるが、手続等をオンラインで行う場合には、条例等の規定にかかわらず、オンライン等の方法で納付できる旨規定する。</p> <p>・県証紙条例において納付可能としている料金に「使用料」が含まれており、施設使用申請の使用料も申請と同時にオンラインで納付できるようにするため、「使用料」を規定する。</p> <p>・オンライン申請に際して、書面等により別送し部分的に原本確認等を行う手続の取扱いを明確にするため、部分オンラインを認める旨規定する。</p> <p>・オンライン申請等が困難又は不相当と認められる部分には、個別条例等の規定が適用されるが、それ以外の部分はオンライン申請等を行うことが可能な旨を規定する。（例：申請はオンラインで行い、一部原本が必要な添付書類は別送、事後の対面の際に持参など）</p>
--	--	--	--	---



	<p>報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）とする。」とする。</p>		<p>報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）とする。」とする。</p>	
<p>(電磁的記録による縦覧等)  <b>第五条</b> 県の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととして<u>                    </u>いるもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、<u>県の機関の定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</u>  2 前項の規定 <u>                    </u>により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、<u>                    </u>当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p>	<p>(電磁的記録による縦覧等)  <b>第八条</b> <u>                    </u>縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、<u>規則で                    定めるところにより、                    </u>当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により <u>                    </u>行うことができる。  2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の<u>                    </u>条例等の規定により <u>                    </u>書面等により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</u></p>	<p>(電磁的記録による縦覧等)  <b>第五条</b> 行政機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。  2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。</p>	<p>(電磁的記録による縦覧等)  <b>第八条</b> 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。  2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、<u>当該法令その他の当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。</u></p>	
<p>(電磁的記録による作成等)  <b>第六条</b> 県の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしている <u>                    </u>ものについては、当該条例等の規定にかかわらず、<u>県の機関の定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</u>  2 前項の規定 <u>                    </u>により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、<u>                    </u>当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</p>	<p>(電磁的記録による作成等)  <b>第九条</b> <u>                    </u>作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、<u>規則で                    定めるところにより、                    </u>当該書面等に係る電磁的記録により <u>                    </u>行うことができる。  2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の<u>                    </u>条例等の規定により <u>                    </u>書面等により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</u></p>	<p>(電磁的記録による作成等)  <b>第六条</b> 行政機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。  2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する法令の規定を適用する。</p>	<p>(電磁的記録による作成等)  <b>第九条</b> 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。  2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、<u>当該法令その他の当該作成等に関する法令の規定を適用する。</u></p>	

<p>3 第一項の場合において、県の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をするものとしてしているもの</p> <p>_____については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の機関の定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p>	<p>3 作成等のうち</p> <p>当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で_____定めるものをもって_____代えることができる。</p>	<p>3 第一項の場合において、行政機関等は、当該作成等に関する他の法令の規定により署名等をするものとしてしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p>	<p>3 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において署名等をするものが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。</p>	
<p>(適用除外)</p> <p>第七条 別表の上欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の下欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第十条 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。</p> <p>一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの</p> <p>二 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）</p> <p>第七条 別表の上欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の下欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第七条 別表の上欄に掲げる法律の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の下欄に定めるこの法律の規定は、適用しない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第十条 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。</p> <p>一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるもの</p> <p>二 手続等のうち当該手続等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子情報処理組織で行うことが適当でない手続（対面、書面等）のうち、条例で定められたものを本条例第六条から第九条までの規定の適用除外とする。</li> <li>オンライン化等の方法が個別の条例等で規定されている手続等は、個別の条例等の規定を適用するため、適用を除外する。</li> </ul>
	<p>第三節 添付書類等の省略</p> <p>(添付書面等の省略)</p> <p>第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの</p>		<p>第三節 添付書類等の省略</p> <p>第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の写し、登記事項証明書、法人の印鑑証明書などの書類について、規則で定める電子情報処理組織を利用した措置により手続を行う場合（個人番号カードの電子署名、法人認証基盤による認証など）、添付を省略できることを規定。</li> <li>いわゆるマイナンバー情報連携に係る申請等は、「個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例」の規定により、既に</li> </ul>

	利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。		の他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。	添付書面等の提出が免除されているため、この条文の対象とはならない。
	<p>第四節 その他の施策</p> <p>(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)</p> <p>第十二条 県は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。</p>		<p>第四節 その他の施策</p> <p>(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)</p> <p>第十二条 国は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>・「全ての者が情報通信技術の便益を享受できる」ためには、「年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差（デジタルデバイド）」の是正が不可欠であることから、デジタルデバイドは正に必要な施策を講ずる旨規定する。</p>
	<p>(市町村との連携等)</p> <p>第十三条 県は、この条例の施行に当たって、市町村との連携及び協力を図るとともに、市町村が行う情報通信技術を活用した行政の推進を図るための施策に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(地方公共団体の手続に係る情報通信の技術の利用の推進等)</p> <p>第九条 地方公共団体は、地方公共団体に係る申請、届出その他の手続における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、当該手続に係る情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。</p> <p>2 国は、地方公共団体が実施する前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(条例又は規則に基づく手続における情報通信技術の利用)</p> <p>第十三条 地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 国は、地方公共団体が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>・県は市町村と連携・協力するとともに、市町村の行政デジタル化に必要な情報提供、措置を講ずる旨を規定する。</p>
			第三章 民間事業者と行政機関等との連携等 (民間事業者と行政機関等との連携等)	【条例改正の趣旨】

			<p>第十四条 手続等密接関連業務（手続等に密接に関連し、これと同一の機会に民間手続（契約の申込み又は承諾その他の通知をい、裁判手続等において行うもの及び申請等又は処分通知等として行うものを除く。以下同じ。）が必要となる業務をいう。）を取り扱う民間事業者は、当該民間手続が情報通信技術を利用する方法により当該手続等と一括して行われるようにするため、当該民間手続を電子情報処理組織（民間事業者の使用に係る電子計算機とその民間手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第二項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うとともに、当該手続等に係る行政機関等との連携を確保するよう努めなければならない。</p> <p>2 国は、前項の連携のため、同項の民間事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者が取り扱う手続等密接関連業務（引越しの際の転入・転出手続など、民間手続と行政手続が密接に関連する業務）のワンストップ化は国が民間事業者と連携し実証実験中である。</li> <li>・県は国の動向を注視し、必要に応じて民間事業者に対し働きかけを行うこととし、条例では規定しない。（東京都と同趣旨）</li> </ul>
			<p>（民間手続における情報通信技術の活用の促進のための環境整備等）</p> <p>第十五条 国は、民間手続における情報通信技術の活用の促進を図るため、契約の締結に際しての民間事業者による情報提供の適正化、取引における情報通信技術の適正な利用に関する啓発活動の実施その他の民間事業者とその民間手続の相手方との間の取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、前項の施策の実施状況を踏まえ、民間事業者とその民間手続の相手方との間の取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用に支障がないと認めるときは、民間手続（当該民間手続に関する法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものに限る。）が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行われることが可能となるよう、法制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前条と同様、条例では規定しない。（東京都と同趣旨）</li> </ul>

	第三章 雑則		第四章 雑則	
	<p>(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)</p> <p>第十四条 知事は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる県の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。</p> <p>第十五条 第二条第三号ロ及びハに掲げる者は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該者に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	<p>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</p> <p>第十条 行政機関等（第二条第二号ハに掲げるもの並びに同号ホに掲げる者及びその者の長（次条において「地方公共団体等」という。）を除く。）は、少なくとも毎年度一回、当該行政機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>2 総務大臣は、少なくとも毎年度一回、前項の規定により公表された事項を取りまとめ、その概要について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>第十一条 地方公共団体等は、当該地方公共団体等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	<p>(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)</p> <p>第十六条 国の行政機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該国の行政機関等に係る申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定により公表された事項を取りまとめ、その概要について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。</p> <p>第十七条 国の行政機関等以外の行政機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該行政機関等に係る申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	<p>・手続オンライン化の状況をインターネット等により随時（年1回の県HPを想定）公表する規定を追加する。</p> <p>地方独立行政法人及び指定管理者のオンライン化状況についても公表対象とする。</p>
		(主務省令) 第十八条 省略	(主務省令) 第十八条 省略	
	(委任) 第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		(政令への委任) 第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。	
附則	附則			
別表（第七条関係）	(削除)			・原則すべての手続についてオンライン化の対象とするため、適用除外を定めた別表を削除する。
岐阜県蜜蜂転飼 条例	第二条 第三項 第四条			

岐阜県種雄豚条例	第八条 第一項、 第十一条	第四条			
岐阜県食品衛生法施行条例	第三条	第四条			
岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例	第五条	第四条			

岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（附則改正）

<p>第一条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ及びロ 略</p> <p>ハ <u>岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年岐阜県条例第九号）第二条第二号に掲げる</u> 県の機関</p> <p>ニ <u>岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第二条第三号に掲げる</u> 指定管理者</p> <p>二から八まで 略</p> <p>九 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、<u>岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第二条第七号</u>に掲げる申請等として行うものを除く。</p> <p>十 略</p> <p>第三条から第八条まで 略</p> <p>附則 略</p>	<p>第一条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ及びロ 略</p> <p>ハ <u>岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成十六年岐阜県条例第九号）第二条第二号に掲げる 県の機関</p> <p>ニ <u>岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第二条第三号ロ及びハ</u>に掲げる者</p> <p>二から八まで 略</p> <p>九 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、<u>岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第二条第七号</u>に掲げる申請等として行うものを除く。</p> <p>十 略</p> <p>第三条から第八条まで 略</p> <p>附則 略</p>			
---	--	--	--	--

岐阜県使用済み金属類営業に関する条例（附則改正）

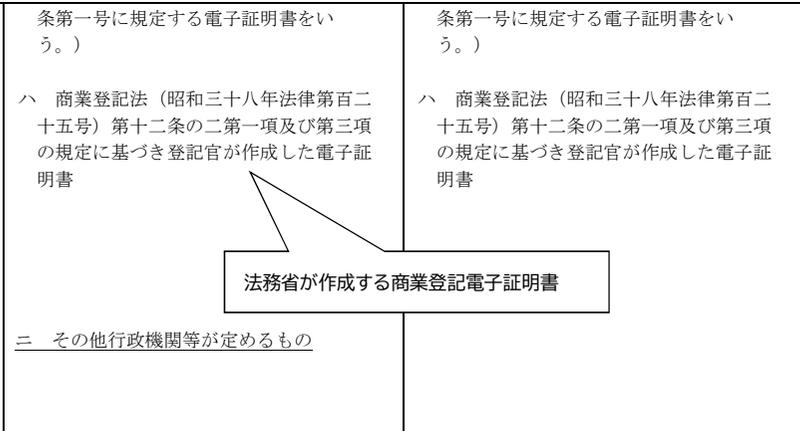
目次 略	目次 略			
第一章及び第二章 略	第一章及び第二章 略			
第三章 使用済み金属類取引業者の遵守事項等 第十二条から第十七条まで 略	第三章 使用済み金属類取引業者の遵守事項等 第十二条から第十七条まで 略			
(品触れ) 第十八条 略 2 使用済み金属類取引業者は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る書面に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。ただし、岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年岐阜県条例第九号） <u>第四条第一項</u> の規定により同条例 <u>第三条第一項</u> に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。 3 略 4 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 <u>第四条第一項</u> の規定により同条例 <u>第三条第一項</u> に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同条例 <u>第四条第三項</u> の規定は、適用しない。	(品触れ) 第十八条 略 2 使用済み金属類取引業者は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る書面に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。ただし、岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成十六年岐阜県条例第九号） <u>第七条第一項</u> の規定により同条例 <u>第六条第一項</u> に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。 3 略 4 岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例 <u>第七条第一項</u> の規定により同条例 <u>第六条第一項</u> に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同条例 <u>第七条第三項</u> の規定は、適用しない。			オンライン化条例改正に伴う名称の変更のみ (公安委員会警務課 了承済み)
第十九条から第二十一条まで 略	第十九条から第二十一条まで 略			
第四章から第六章まで 略	第四章から第六章まで 略			
附則 略	附則 略			

## 知事の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（案）

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（現行）	知事の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（案）	総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則	関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（改正後）	規則改正の趣旨
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 知事の所管する手続等を、<u>岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成十六年岐阜県条例第九号。以下「<u>情報通信技術利用条例</u>」という。）<u>第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の条例及び規則に特段の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 知事の所管する手続等を、<u>岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成十六年岐阜県条例第九号。以下「<u>情報通信技術活用条例</u>」という。）<u>第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等</u>に特段の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 <u>知事の所管する手続等（情報通信技術活用条例第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用条例及びこの規則の規定の例による。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 総務省関係法令に規定する手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「<u>情報通信技術活用法</u>」という。）<u>第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）</u>に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>2 総務省関係法令に規定する手続等（<u>情報通信技術活用法第六条から第九条までの規定を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）</u>に特段の定めのある場合を除くほか、<u>情報通信技術活用法及びこの省令の規定の例による。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 関係行政機関が所管する法令（告示を含む。以下同じ。）に基づく手続等及び複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立若しくは監督に関する手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「<u>法</u>」という。）<u>第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>2 関係行政機関が所管する法令に基づく手続等及び複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立若しくは監督に関する手続等（<u>法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除き、法及びこの規則の規定の例による。</u></p>	
<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、<u>情報通信技術利用条例</u>において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、<u>情報通信技術活用条例</u>において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この<u>省令</u>において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、<u>情報通信技術活用法</u>において使用する用語の例による。</p> <p>2 この<u>省令</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 関係行政機関 一の法令を所管している複数の行政機関（<u>法第三条第二号イに掲げるものをいう。以下同じ。）</u>であって別表各号に掲げるものをいう。</p>	

<p>一 電子署名 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）<u>第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。</u></p> <p>二 電子証明書 <u>次に掲げるもの（県の機関及び指定管理者（以下「県の機関等」という。）が情報通信技術利用条例第三条第一項</u>  <u>に規定する県の機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）</u>  <u>をいう。</u></p> <p>イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律<u>第三条第一項に規定する署名用電子証明書</u></p> <p>ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四</p>	<p style="text-align: center;">前者の法律は後者の法律の該当条項を指しており同一内容のため削除</p> <p>一 電子署名 _____  _____ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p> <p>二 電子証明書 申請等を行う者又は県の機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（情報通信技術利用条例第六条第一項に規定する県の機関等の使用に係る電子計算機において認証することができるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）<u>第三条第一項に規定する署名用電子証明書</u></p> <p>ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四</p>	<p>一 電子署名 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）<u>第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。</u></p> <p>二 電子証明書 <u>次に掲げるもの（行政機関等が情報通信技術活用法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">J-LIS が行う公的個人認証サービスを用いた電子証明書＝マイナンバーカードに格納された電子証明書</p> <p>イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律<u>第三条第一項に規定する署名用電子証明書</u></p> <p>ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四</p>	<p>二 共管申請等 法令中同一の規定に基づき関係行政機関に属する複数の行政機関に同一内容の書面等若しくは電磁的記録を提出すべきこととされている申請等又は複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立若しくは監督に関する申請等であって、当該複数の行政機関が定めるものをいう。</p> <p>三 窓口行政機関 共管申請等が行われるべき複数の行政機関のうち、当該共管申請等が行われるべき行政機関として当該複数の行政機関が定めるものをいう。</p> <p>四 窓口以外の行政機関 共管申請等が行われるべき複数の行政機関のうち、窓口行政機関以外のものをいう。</p> <p>五 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）<u>第二条第一項に規定する電子署名をいう。</u></p> <p>六 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機において識別することができるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）<u>第三条第一項に規定する署名用電子証明書</u></p> <p>ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したものをいう。</p>
---	---	--	--

国の認可を受けた事業者が作成した電子証明書

<p>条第一号に規定する電子証明書をいう。)</p> <p>ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書</p>	<p>条第一号に規定する電子証明書をいう。)</p> <p>ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書</p> <p style="text-align: center;">  </p> <p>ニ その他行政機関等が定めるもの</p>	<p>条第一号に規定する電子証明書をいう。)</p> <p>ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書</p>	<p>イ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの</p> <p>ニ その他行政機関等が定めるもの</p>	<p>電子証明書の手法を幅広く認めるため、規定。</p>
<p><u>第三条 削除</u></p>			<p>(適用範囲)</p> <p>第三条 この規則は、関係行政機関に属する行政機関又は行政機関の長が告示で定めるところにより、関係行政機関が所管する法令に基づく手続等及び複数の行政機関の所管に係る公益法人を所管する行政機関又は行政機関の長が告示で定めるところにより、当該公益法人の設立又は監督に関する手続等について適用する。</p>	<p>全ての手続において適用するため、範囲を定めない。</p>
	<p>(申請等に係る電子情報処理組織)</p> <p><u>第三条 情報通信技術活用条例第六条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、県の機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該県の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</u></p>	<p>(申請等に係る電子情報処理組織)</p> <p><u>第三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</u></p>	<p>(申請等に係る電子情報処理組織)</p> <p>第四条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>	

オンライン申請の場合、書面で記載すべきとされている事項を電子上で入力しなければならない。

<p>(電子情報処理組織による申請等)          第四条 情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して_____申請等を行う者は、<u>県の機関</u>の定めるところにより、<u>県の機関</u>の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、<u>県の機関</u>の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>3 第一項の規定により申請等を行う者は、<u>県の機関</u>の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び<u>県の機関</u>の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)          第四条 情報通信技術活用条例第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する<u>方法により</u>申請等を行う者は、<u>県の機関等の定めるところにより、当該県の機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、_____申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。</u></p> <p>2 前項の_____申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、<u>県の機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)          第四条 情報通信技術活用法 第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、_____申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)          第五条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等(次項に規定する書面等を除く。)に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等が行われるべき行政機関等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を前項の電子計算機から入力しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定により申請等を行う者は、入力した事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等が当該申請等を行った者を確認するための措置を別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。</p>
--	---	--	---

総務省規則にあわせて削除

<p>4 条例等（条例を除く。）の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出された</p> <hr/> <p>もののみならず。</p> <p>5 県の機関等は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに他の条例等（条例を除く。）の規定により併せて提出すべきこととされている書面等_____について、県の機関_の定めるところにより、当該書面等_____の提出を省略させることができる。</p>	<p>3 条例等（条例を除く。）の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたもののみならず。</p>	<p>3 法令（法律及び政令を除く。）の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたもののみならず。</p>	<p>4 法令の規定に基づき同一内容の書面等又は電磁的記録を数通必要とする申請等を行う者が、第一項又は第二項の規定に基づき、当該数通の書面等のうち一通に記載され若しくは当該数通の電磁的記録のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載され若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力されたもののみならず。</p> <p>5 共管申請等を行う者が、第一項又は第二項の規定に基づき、窓口行政機関の定めるところにより書面等に記載され若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を入力した場合は、当該窓口行政機関及び窓口以外の行政機関に提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力されたもののみならず。</p>	
---	--	---	---	--

個別の条例で副本又は写しを正本と併せて必要とするものをオンライン化する場合、一度の電子上の入力が必要数の提出がされたものとみなす。

他県と同様に第十五条(添付書面等の省略)で規定しており、削除

			<p>6 前項の規定により窓口行政機関に対して行われた共管申請等は、窓口行政機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該窓口行政機関及び窓口以外の行政機関に到達したものとみなす。</p> <p>7 関係行政機関に属する行政機関は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに法令（法律及び政令を除く。）の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録について、当該関係行政機関に属する行政機関が定めるところにより、当該書面等又は電磁的記録の提出を省略させることができる。</p>	国独自の規程のため不要。
<p>条例において規則等で定めるとされている電子情報処理組織を使用して行う使用料等の納付方法を規定。</p>	<p>(情報通信技術による手数料の納付)  <u>第五条 情報通信技術活用条例第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。</u></p>	<p>(情報通信技術による手数料の納付)  <u>第五条 情報通信技術活用法 第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。</u></p>	<p>(情報通信技術による手数料の納付)  <u>第六条 法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。</u></p>	
<p>条例において規則等で定めるとされているオンラインで手続を行うことが困難な場合について規定。</p>	<p>(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)  <u>第六条 情報通信技術活用条例第六条第六項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u>  一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると<u>県の機関等</u>が認める場合  二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと<u>県の機関等</u>が認める場合</p>	<p>(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)  <u>第六条 情報通信技術活用法 第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u>  一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると<u>行政機関等</u>が認める場合  二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと<u>行政機関等</u>が認める場合</p>	<p>(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)  <u>第七条 法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u>  一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合  二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合</p>	
<p>処分通知等を行う際に使用する電子情報処理組織について規定。</p>	<p>(処分通知等に係る電子情報処理組織)  <u>第七条 情報通信技術活用条例第七条第一項に規定する規則で定める電子情報処理</u></p>	<p>(処分通知等に係る電子情報処理組織)  <u>第七条 情報通信技術活用法 第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報</u></p>	<p>(処分通知等に係る電子情報処理組織)  <u>第八条 法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機</u></p>	

	<p>組織は、県の機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該県の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>	<p>処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>	<p>関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>	
<p>(電子情報処理組織による処分通知等)  <u>第五条</u> 県の機関等は、情報通信技術利用条例<u>第四条</u>第一項の規定により電子情報処理組織を使用して_____処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、次のいずれかの方法により_____記録しなければならない。</p> <p>一 情報通信技術利用条例<u>第四条</u>第一項に規定する県の機関等の使用に係る電子計算機（以下この条において「<u>県の機関等の使用に係る電子計算機</u>」という。）に備えられたファイルに記録する方法  二 県の機関等の使用に係る電子計算機から送信し、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>	<p>(電子情報処理組織による処分通知等)  <u>第八条</u> 県の機関等は、情報通信技術活用条例<u>第七条</u>第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</p>	<p>(電子情報処理組織による処分通知等)  <u>第八条</u> 行政機関等は、情報通信技術活用法<u>第七条</u>第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</p>	<p>(電子情報処理組織による処分通知等)  <u>第九条</u> 行政機関等は、法<u>第七条</u>第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。</p>	
<p>処分通知等を受ける旨の表示の方式を定める。(①県システムへのID・パスワード入力②電子により処分通知等を受けることを希望する旨の届出③その他県の機関が定める方式)</p>	<p>(処分通知等を受ける旨の表示の方式)  <u>第九条</u> 情報通信技術活用法<u>第七条</u>第一項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。  一 <u>第七条</u>の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力  二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の県の機関等が定めるところによる届出</p>	<p>(処分通知等を受ける旨の表示の方式)  <u>第九条</u> 情報通信技術活用法 <u>第七条</u>第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。  一 <u>第七条</u>の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力  二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の定めるところによる届出</p>	<p>(処分通知等を受ける旨の表示の方式)  <u>第十条</u> 法<u>第七条</u>第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。  一 <u>第八条</u>の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力  二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等が定めるところにより行う届出  三 前二号に掲げるもののほか、行政機関等が定める方式</p>	

<p>条例において規則等で定めるとされているオンラインで処分通知等を行うことが困難な場合について規定。</p>	<p>(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)</p> <p>第十条 情報通信技術活用条例第七条第五項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると県の機関等が認める場合</p> <p>二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると県の機関等が認める場合</p>	<p>(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)</p> <p>第十条 情報通信技術活用法 第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合</p> <p>二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合</p>	<p>(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)</p> <p>第十一条 法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合</p> <p>二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合</p>	
<p>電子での縦覧の方法について規定。</p>	<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第六条 県の機関等は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により書面等の縦覧に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、県の機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。</p>	<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第十一条 行政機関等は、情報通信技術活用法 第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。</p>	<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第十二条 行政機関等が、法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合においては、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書面による方法により縦覧等を行うものとする。</p>	
<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第七条 県の機関等は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を県の機関等</p> <p>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。</p>	<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第十二条 県の機関等は、情報通信技術活用法 第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。</p> <p>電子での作成の方法について規定。</p>	<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第十二条 行政機関等は、情報通信技術活用法 第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。</p>	<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第十三条 行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。</p>	

他の条例で押印等が必要な申請・処分通知等・作成について、オンラインでの代替措置を規定。

<p>(氏名又は名称を明らかにする措置)  <b>第八条</b> 情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって<u>県の機関</u>の定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。</p> <p>2 情報通信技術利用条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって<u>県の機関</u>の定めるものは、電子署名とする</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____。ただし、第四条第二項ただし書の規定により申請等を行った者に対する処分通知等については、この限りでない。</p> <p>3 情報通信技術利用条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって<u>県の機関</u>の定めるものは、電子署名とする</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____。</p>	<p>(氏名又は名称を明らかにする措置)  <b>第十三条</b> 情報通信技術活用条例第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で<u>_____</u>定めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は<u>_____</u>第四条第二項ただし書に規定する措置を行うことをいう。</p> <p>2 情報通信技術活用条例第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で<u>_____</u>定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて<u>県の機関等</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は<u>県の機関等</u>の指定する方法により当該処分通知等を行った<u>県の機関等</u>を確認するための措置を行うことをいう。</p> <p>3 情報通信技術活用条例第九条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で<u>_____</u>定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付すること又は<u>県の機関等</u>の指定する方法により当該作成等を行った<u>県の機関等</u>を確認するための措置を行うことをいう。</p>	<p>(氏名又は名称を明らかにする措置)  <b>第十三条</b> 情報通信技術活用法 第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。</p> <p>2 情報通信技術活用法 第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名とする。</p> <p>3 情報通信技術活用法 第九条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名とする。</p>	<p>(氏名又は名称を明らかにする措置)  <b>第十四条</b> <u>_____</u>法 第六条第四項に規定する<u>_____</u>主務省令で定めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は<u>_____</u>第五条第三項ただし書に規定する措置を行うことをいう。</p> <p>2 <u>_____</u>法 第七条第四項に規定する<u>_____</u>主務省令で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は<u>第九条</u>ただし書に規定する<u>_____</u>措置を行うことをいう。</p> <p>3 <u>_____</u>法 第九条第三項に規定する<u>_____</u>主務省令で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付すること<u>_____</u>をいう。</p>	
		<p>(行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく申請等に係る特例)  <b>第十四条</b> 次に掲げる法令の規定に基づく申請等を情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第四条第二項の規定は、適用しない。      一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）</p>		

		<p>二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）</p> <p>三 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）</p> <p>四 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第九十九号）</p> <p>2 前項に規定する場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置」とあるのは、「第四条第一項の規定による氏名又は名称の入力」とする。</p>		
	<p><u>（適用除外）</u></p> <p><u>第十四条 条例第十条第一号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる手続等とする。</u></p> <p>一 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると知事が認める手続等</p> <p>二 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があると知事が認める手続等</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと知事が認める手続等</p>		<p>（法第十条第一号の政令で定める手続等）</p> <p>第四条 法第十条第一号の政令で定める手続等は、別表の上欄に掲げる法令の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等であって、それぞれ同表の下欄に掲げる手続等に該当するものとする。</p>	
<p>条例において、規則等で定めるとされている申請等に添付すべき書面等及びそれらにより確認すべき事項の情報を入手・参照する方法について、法令手続と同様、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令に掲げる場合とする。</p>	<p><u>（添付書面等の省略）</u></p> <p><u>第十五条 情報通信技術活用条例第十一条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条に規定するもののほか、県の機関等が別に定めるものとする。</u></p>		<p>（法第十一条の政令で定める書面等及び措置）</p> <p>第五条 法第十一条の政令で定める書面等は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>※法規則本体の規程を記載。表は本書の最後に掲載。</p>
<p>（委任）</p> <p>第九条 この規則に定めるもののほか、知事の所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の</p>	<p>（委任）</p> <p>第十六条 この規則に定めるもののほか、知事の所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技</p>	<p>（委任）</p> <p>第十五条 この省令に定めるもののほか、総務省関係法令に規定する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う</p>	<p>（委任）</p> <p>第十五条 この規則に定めるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、関係行政機関</p>	

技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、_____別に定める。	術__を利用する方法により行う場合に必要事項は、 <u>県の機関等</u> が別に定める。	場合に必要事項は、行政機関等が定める。	に属する行政機関又は行政機関の長が別に定める。	
------------------------------------	---	---------------------	-------------------------	--

(参考) 法規則第五条関係

書面等	措置
<p>一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置                      イ 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第二条第一項に規定する電子署名が行われた情報の行政機関等への提供                      ロ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の行政機関等への提供                      ハ 個人番号カードの行政機関等への提示</p>
<p>二 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第百十九条第一項に規定する登記事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置                      イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供                      （１） 土地にあっては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番                      （２） 建物にあっては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号                      （３） 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第六条第一項に規定する不動産識別事項                      ロ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、行政機関等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報の送信を同法第三条第二項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該行政機関等への提供</p>
<p>三 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置                      イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供                      （１） 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地                      （２） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号                      （３） 商業登記法第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号                      ロ 前号下欄に掲げる措置                      ハ 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名が行われた情報の行政機関等への提供</p>
<p>四 商業登記法第十二条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書</p>	<p>前号下欄ハに掲げる措置</p>
<p>五 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書</p>	<p>第一号下欄イに掲げる措置</p>